先見労務管理8・25 月次

No.1567

特集:解雇無効時における金銭救済制度(最終報告書) ------ 2

要件満たせば労	働者が金銭請求できる仕組みを提言
の仕組みなど 導入そのもの	会が、裁判などで解雇が無効と判断された際の金銭救済制度 に関する考え方を盛り込んだ最終報告書をまとめた。制度の に反対する労働側の声も根強いなか、法整備への検討を労政 となった。議論のポイントを紹介する。
好評連載 ◆「多様な値	動き方」時代の賃金設計 [26]38
定年後再	展雇用者の賃金の取り扱い方法(3)
	株式会社プライムコンサルタント 田中博志
◆同一労働阿	司一賃金時代のパート賃金 [3] ·····49
今後の法	整備の方向性
	株式会社働きかた研究所 平田未緒
◆職場トラブ	ブル解決のヒント! [39]56
退職勧奨	前に確認しておくべきこととは?
	弁護士 岸田鑑彦
◆全国ハロ-	-ワーク探訪 [662]60
求人者及び求職者に信頼されるハローワークを目指して	
	北海道・網走公共職業安定所 杉村哲哉
10 年で自殺3 働き方改革を	で 25 円の引き上げを (中央最低賃金審議会が目安額を答申) / 今後 正亡率の 3 割減目指す (政府が新しい 「自殺総合対策大綱」を公表) / 進めることを大事に (新幹部が就任会見を行う) / 先を見据えた働 議論 (労働政策審議会労働政策基本部会) / 今月の資料室 24 ar vol.74 >
753万1日改土	使の通算契約期間/クーリングが成立する無契約期間は 58
読者アンケート	

2017.8.25 先見労務管理 1